

第 2 0 2 3 0 0 1 1 4 0 8 6 号  
令 和 5 年 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会  
会長 安藤 重敏 様

鳥取県知事 平井 伸治  
(公印省略)

漁業権免許申請について (諮問)

令和 5 年 5 月 2 9 日付けで公表した鳥取県内水面漁場計画に定める漁業権の内容たる漁業の免許について、別紙の者から申請がありましたので、漁業法(昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号) 第 7 0 条及び同法第 1 7 1 条第 4 項の規定により諮問します。

担当  
農林水産部水産振興局  
漁業調整課  
漁業調整担当 本田  
電 話 : 0857-26-7339  
ファクシミリ : 0857-26-8131

# 漁業権免許申請一覧表

免許予定日 令和5年9月1日  
 申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月12日

## 1 第五種共同漁業権(河川)

公示 番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申請書	免許手数料	添付書類						免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6…%)			
						定款及び登記事項証明書	事業計画書(年間増殖計画の記載あり)	適格性を有することを証する書面	総会等議事録の抄本	組員名簿	漁場の敷地の所有者等の同意書	関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物を採捕又は養殖する者の世帯数(A)	(A)のうち組員が属する世帯数(B)	B/A(%)	適否
内 共 第	1号 千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。	鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 寺崎 健一	○ (7/11 受付)	○	○	○	○	○	○	○	443	300	68	○
	2号 天神川本流及び支流	倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男	○ (7/3 受付)	○	○	○	○	○	○	○	58	46	79	○
	3号 日野川本流及び支流	米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町	米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫	○ (7/10 受付)	○	○	○	○	○	○	○	657	507	77	○

## 2 第一種及び第五種共同漁業権(湖沼)

公示 番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申請書	免許手数料	添付書類						免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6…%)			
						定款及び登記事項証明書	事業計画書(年間増殖計画の記載あり)	適格性を有することを証する書面	総会等議事録の抄本	組員名簿	漁場の敷地の所有者等の同意書	関係地区内に住所を有し1年に30日以上漁業を営む者の世帯数(A)	(A)のうち組員が属する世帯数(B)	B/A(%)	適否
内 共 第	4号 湖山川及び湖山池	鳥取市	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邸上 和男	○ (7/11 受付)	○	○	○	○	○	○	○	34	34	100	○
	5号 橋津川、東郷池及び東郷川	東伯郡湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 足立 憲信	○ (7/10 受付)	○	○	○	○	○	○	○	48	48	100	○

# 漁業権免許申請一覧表(申請者別)

申請者 鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5  
千代川漁業協同組合  
代表理事組合長 寺崎 健一

## 共同漁業権

公示番号	漁場の区域 (漁場の位置)	漁業の名称
内共第 1号	千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。 (鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町)	【第五種共同漁業】 あゆ漁業、やまめ(さくらますを含む。)漁業、いわな漁業、 あまご(さつきますを含む。)漁業、にじます漁業、こい漁業

申請者 鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12  
天神川漁業協同組合  
代表理事組合長 西田 二三男

## 共同漁業権

公示番号	漁場の区域 (漁場の位置)	漁業の名称
内共第 2号	天神川本流及び支流 (倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町)	【第五種共同漁業】 あゆ漁業、やまめ(さくらますを含む。)漁業、いわな漁業、 あまご(さつきますを含む。)漁業、にじます漁業、こい漁業

申請者 米子市熊党323-1  
日野川水系漁業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 英夫

## 共同漁業権

公示番号	漁場の区域 (漁場の位置)	漁業の名称
内共第 3号	日野川本流及び支流 (米子市、西伯郡南部町、 伯耆町及び日吉津村並びに 日野郡日南町、日野町及び 江府町)	【第五種共同漁業】 あゆ漁業、やまめ(さくらますを含む。)漁業、いわな漁業、 あまご(さつきますを含む。)漁業、にじます漁業、こい漁業、 うなぎ漁業

申請者 鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5  
湖山池漁業協同組合  
代表理事組合長 邨上 和男

## 共同漁業権

公示番号	漁場の区域 (漁場の位置)	漁業の名称
内共第 4号	湖山川及び湖山池 (鳥取市)	【第一種共同漁業】 しじみ(やまとしじみ)漁業 【第五種共同漁業】 こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業、しらうお漁業、 えび漁業

申請者 東伯郡湯梨浜町上浅津123-20  
東郷湖漁業協同組合  
代表理事組合長 足立 憲信

## 共同漁業権

公示番号	漁場の区域 (漁場の位置)	漁業の名称
内共第 5号	橋津川、東郷池及び東郷川 (東伯郡湯梨浜町)	【第一種共同漁業】 しじみ(やまとしじみ)漁業 【第五種共同漁業】 こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、わかさぎ漁業、しらうお漁業、 えび漁業、ぼら漁業、すずき漁業

# (参考) 漁業権免許 審査表

免許予定日 令和5年9月1日  
 申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月12日

## 1 第五種共同漁業権(河川)

公示 番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申 請書	免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6...%)		拒否要件(法第71条)		総会特別決議			同一の 漁業権 について 免許 が複数	適否
					関係地区内 に住所を有 し1年以上に 動植物を採 掘又は養殖 する者の世帯 数(A)	B/A (%)	内水面 漁場計 画の内容と異 なる申請 がない	適否	漁場の 散地が 他人の 所有に 属する 場合等 において その所有 者の同意 を得ない	適否	【総会出 席者数】 正組合員 数/正組合 員数 $\geq$ 1/2		
1号	千代川本流及び 支流、ただし、 湖山川を除く。	鳥取市並びに 八頭郡八頭 町、若杉町及 び智頭町	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 寺崎 健一	○ (7/11 受付)	443	68	○	○	○	91/91 =100%	○	○	○
2号	天神川本流及び 支流	倉吉市並びに 東伯郡湯梨浜 町、三朝町及 び北栄町	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男	○ (7/3 受付)	58	79	○	○	○	35/47 =74%	○	○	○
3号	日野川本流及び 支流	米子市、西伯 郡南郷町、伯 耆町及び日吉 津村並びに日 野郡日南町、 日野町及び江 府町	米子市能登323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫	○ (7/10 受付)	657	77	○	○	○	81/81 =100%	○	○	○

## 2 第一種及び第五種共同漁業権(湖沼)

公示 番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申 請書	免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6...%)		拒否要件(法第71条)		総会特別決議			同一の 漁業権 について 免許 が複数	適否
					関係地区内 に住所を有 し1年以上に 漁業を営む 者の世帯 数(A)	B/A (%)	内水面 漁場計 画の内容と異 なる申請 がない	適否	漁場の 散地が 他人の 所有に 属する 場合等 において その所有 者の同意 を得ない	適否	【総会出 席者数】 正組合員 数/正組合 員数 $\geq$ 1/2		
4号	湖山川及び湖山 池	鳥取市	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 村上 和男	○ (7/11 受付)	34	100	○	○	○	34/34 =100%	○	○	○
5号	樺津川、東郷池 及び東郷川	東伯郡湯梨浜 町	東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 足立 憲信	○ (7/10 受付)	48	100	○	○	○	46/53 =87%	○	○	○

## 漁業権免許申請について

令和5年5月29日付けで公表した鳥取県内水面漁場計画に定める漁業権の内容たる漁業の免許について、次のとおり申請があったため、申請のとおり免許して良いか、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び法第171条第4項の規定により鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くもの。

### 【漁業権免許申請一覧】

○共同漁業権 存続期間：令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間（内共第4号は令和10年8月31日までの5年間）

公示番号	漁場の区域(漁場の位置)	免許申請者	備考
内共第	1号 千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。 (鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町)	千代川漁業協同組合	
	2号 天神川本流及び支流 (倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町)	天神川漁業協同組合	
	3号 日野川本流及び支流 (米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町)	日野川水系漁業協同組合	
	4号 湖山川及び湖山池(鳥取市)	湖山池漁業協同組合	短期免許(5年)
	5号 橋津川、東郷池及び東郷川(東伯郡湯梨浜町)	東郷湖漁業協同組合	

### 【根拠法令】漁業法抜粋 (漁業の免許)

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。  
2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第70条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

## このたびの免許申請に係る審査の概要

## 1 申請の概要

## (1) 漁場計画に定める漁業の免許予定日及び申請期間

免許予定日 令和5年9月1日

申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月12日

## (2) 申請件数 共同漁業権：5件

## 2 審査の概要

申請はすべて漁業協同組合からの申請で、審査基準に照らし、すべての申請が適切であることを確認。

⇒ すべての免許申請者を免許をすべき者に決定して良いものと判断される

審査基準	審査	適否
1 法第71条第1項に規定する免許をしない場合の次の各号の一に該当しないこと。		適
・申請者が法第72条に規定する適格性を有する者でない	適格性あり※	
・内水面漁場計画の内容と異なる申請である	漁場計画どおり	
・その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある (審査の結果、その申請者がどの漁業権についても優先的に免許される場合に考慮)	該当せず  (同一の漁業権への複数の申請なし)	
・免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない	同意あり 【3河川】 国有地を管理する鳥取森林管理署 【東郷池】 池内土地所有者2名	
2 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決が行われていること。 ⇒正組合員の1/2以上が出席し、その議決権の2/3以上をもって議決の必要がある。	総会（総代会）議事録により確認  ○千代川漁協：総代会 総代数 97人、出席 92人…95% 賛成 91/91=100% ○天神川漁協 正組合員 47人、出席 35人…74% 賛成 34/34=100% ○日野川水系漁協：総代会 総代数 99人、出席 82人…82% 賛成 81/81=100% ○湖山池漁協 正組合員 34人、出席 34名…100% 賛成 33/33=100% ○東郷湖漁協 正組合員 53人、出席 46名…87% 賛成 45/45=100%	適
3 第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をすること	事業計画書（年間の増殖計画について記載あり）により確認	適

## ※ 法第72条に規定する適格性の確認（共同漁業権：同条第2項第2号）

適格性	確認	適否
①当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む	① 定款により確認	適
②漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であり、	②申請者はすべて漁協	
③関係地区内に住所を有し、1年に30日以上漁業を営む者の属する世帯（河川の場合は、1年に30日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者の属する世帯）のうち、その組合員が属する世帯が2/3以上であるもの	③免許適格者届、組合員名簿により確認	

漁業権免許申請一覧表

免許予定日 令和5年9月1日  
 申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月12日

1 第五種共同漁業権(河川)

公示番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申請書	免許手数料	添付書類						免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6…%)			
						定款及び登記事項証明書	事業計画書(年間の増殖の計画の記載あり)	適格性を有することを証する書面	総会等議事録の抄本	組合員名簿	漁場の敷地の所有者等の同意書	関係地区内に住所を有し1年に30日以上水産動植物を採捕する者の世帯数(A)	(A)のうち組合員が属する世帯数(B)	B/A(%)	適否
内共第 1号	千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。	鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 寺崎 健一	○ (7/11 受付)	○	○	○	○	○	○	○	443	300	68	○
	天神川本流及び支流	倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、若桜町及び北栄町	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男	○ (7/3 受付)	○	○	○	○	○	○	○	58	46	79	○
	日野川本流及び支流	米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町	米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫	○ (7/10 受付)	○	○	○	○	○	○	○	657	507	77	○

2 第一種及び第五種共同漁業権(湖沼)

公示番号	漁場の区域	関係地区	申請者の住所氏名	免許申請書	免許手数料	添付書類						免許適格要件B/A $\geq$ 2/3(66.6…%)			
						定款及び登記事項証明書	事業計画書(年間の増殖の計画の記載あり)	適格性を有することを証する書面	総会等議事録の抄本	組合員名簿	漁場の敷地の所有者等の同意書	関係地区内に住所を有し1年に30日以上漁業を営む者の世帯数(A)	(A)のうち組合員が属する世帯数(B)	B/A(%)	適否
内共第 4号	湖山川及び湖山池	鳥取市	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 村上 和男	○ (7/11 受付)	○	○	○	○	○	○	○	34	34	100	○
	橋津川、東郷池及び東郷川	東伯郡湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 足立 憲信	○ (7/10 受付)	○	○	○	○	○	○	○	48	48	100	○

事業計画書（河川）

住 所 鳥取県鳥取市河原町長瀬 3 4 - 5  
 名称及び代表者氏名 千代川漁業協同組合  
 代表理事組合長 寺崎 健一

1 公示番号 内共第 1 号

2 持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用するための取組

(1) 漁場の管理計画

「今一人一人が出来る事」を念頭に以下の放流事業、資源管理、漁場管理等に取り組む。

- ・組合員による漁場監視及び組合委託者による監視を溪流魚の漁期及び鮎の漁期、産卵期に行う。
- ・オリジナルの川マップを作成し、遊漁者に釣り場の状況や禁漁区等がわかり易くする。
- ・遊漁者の適切な管理を行うため、遊漁承認証を発行する。
- ・漁獲圧の高い漁法の適切な管理を行うため、特別遊漁承認証を発行する。

(2) 資源維持及び増殖等の計画

- ・内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・河川環境に合わせた漁場の利用と増殖行為を行う。
- ・増殖促進のため、産卵場造成、カワウの防除、追い払い、駆除、外来魚の駆除等に取り組む。

(3) 漁場の活用計画

漁業の名称	行使権者数	操業期間	生産量の目標(年間)※	資源維持及び増殖等の計画	備考
あゆ漁業	367人	6/1～9/25、 11/1～翌年 1/31	748,000尾放 流、産卵場造 成 3,900㎡	放流、産 卵場造成	
やまめ(さくら ますを含む。 )漁業	367人	3/1～9/30	稚魚 26,320尾 成魚 48,333尾 親魚 1,625尾	放流、産 卵場造成	
いわな漁業	367人	3/1～9/30	稚魚 16,808尾	放流、産 卵場造成	
あまご(さつ ますを含む。 )漁業	367人	3/1～9/30	—	産卵場造 成	産卵場造成は令和 6年度から取組む
にじます漁 業	367人	3/1～9/30	—	産卵場造 成	産卵場造成は令和 6年度から取組む
こい漁業	367人	1/1～5/14、 6/15～12/31	—	KHV まん 延防止対 策のため 当面の 間、放流 自粛	

※ 第五種共同漁業にあつては、「増殖計画量(今期)」とする。

4 地域の水産業の発展に資する取組

- ・魚種により放流日を公開することで、一般遊漁者の集客を図る。
- ・一般遊漁者集客のため、組合ホームページに釣果情報、放流状況や河川の状況等のリアルタイムな情報を掲載する。
- ・地区毎による河川清掃および除草作業を行う。
- ・地元の川や魚への関心を深めてもらうため、小学生の稚鮎体験放流を行う。



事業計画書（河川）

住所 鳥取県倉吉市西倉吉町7-12  
 名称及び代表者氏名 天神川漁業協同組合  
 代表理事組合長 西田二三男

1 公示番号 内共第2号

2 持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用するための取組

(1) 漁場の管理計画

- ・漁場管理の徹底、遊漁料収入の確保等のため、効率的な漁場巡回指導を行う。
- ・行使者に対して、漁業関係法令及び漁業権行使規則に関する規則を遵守させる。
- ・ホームページに漁場マップを掲載し、遊漁者に釣り場の状況や禁漁区等がわかり易くする。
- ・遊漁者の適切な管理を行うため、遊漁に当たっての注意事項等が記載された遊漁承認証を発行する。
- ・適切な漁場管理のため、漁具漁法の制限、禁止期間・区域の設定等を行う。
- ・組合員全員が漁場の管理をする体制をとり、漁場監視等を行う。

(2) 資源維持及び増殖等の計画

- ・毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う。
- ・河川環境に合わせた漁場の利用と増殖行為を行う。
- ・漁場改善のため、産卵場造成、テグス張り、カワウの追い払い並びに駆除に取り組む。
- ・河川関連工事について発注者である国土交通省、県土、倉吉市等と毎月発注前協議をする。

(3) 漁場の活用計画

漁業の名称	行使権者数	操業期間	生産量の目標（年間）※	資源維持及び増殖等の計画	備考
あゆ漁業	48人	6/1～9/25	18万尾放流、50万粒の発眼卵放流場造成 3,900㎡	放流、産卵場造成	
やまめ(さくらますを含む。)漁業	48人	3/1～9/30 (さくらますは～5/31)	40,000尾放流	放流	
いwana漁業	48人	3/1～9/30	10,000尾放流、産卵場造成 10㎡	放流、産卵場造成	
あまご(さつきますを含む。)漁業	48人	3/1～9/30 (さつきますは～9/25)	—	産卵場造成	
にじます漁業	48人	3/1～9/30	2,300尾放流	放流	
こい漁業	48人	1/1～5/14、6/15～12/31	—	KHVまん延防止対策のため当面の間、放流自粛	

※ 第五種共同漁業にあつては、「増殖計画量（今期）」とする。

3 地域の水産業の発展に資する取組

- ・県内外からの誘客のため、ホームページに釣果情報、漁場マップを掲載し、釣りの魅力を発信する。
- ・コンビニ、ネット注文で遊漁承認証の販売を行い、いつでも注文、購入できるように遊漁者のニーズに応える。
- ・将来の組合員や遊漁者の増加につながるよう、管理釣り場「清流遊 YOU 村」で釣り大会を実施する。
- ・子供向け体験イベント（放流体験）
- ・倉吉博物館主催の自然観察会「天神川のサケをみよう」への協力。遡上するサケの現状、人工授精の実演等を行い河川環境に対する意識を高めてもらう。

事業計画書（河川）

住 所 鳥取県米子市熊覚 4 1 0  
 名称及び代表者氏名 日野川水系漁業協同組合  
 代表理事組合長 佐藤 英夫

1 公示番号 内共第 3 号

2 持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用するための取組

(1) 漁場の管理計画

- ・組合員全員が漁場の管理をする体制をとり、漁場監視及び河川の清掃活動等を行う。
- ・遊漁者の適切な管理を行うため、遊漁に当たっての注意事項等が記載された遊漁承認証を発行する。
- ・川マップを作成、配布し、遊漁者に釣り場の状況や禁漁区等がわかり易くする。
- ・適切な漁場管理のため、漁具漁法の制限、禁止期間・区域の設定等を行う。

(2) 資源維持及び増殖等の計画

河川環境の保全及び健全な人工産アユの増殖に努め、天然アユの遡上回復を願いながら、組合員、遊漁者、地域の皆様に喜んでいただける日野川を目指し、以下の取組みを行う。

- ・毎年度、内水面漁場管理委員会から示される目標増殖量に基づく増殖事業を行う
- ・健全なる稚アユ生産の一層の推進
- ・アユの天然遡上回復のため、産卵場造成、簡易魚道の設置等
- ・溪流魚の産卵場造成
- ・県と協力した冷水病対策
- ・カワウの人的追払い、銃器による駆除（猟友会に委託）、防鳥の為のテグス張り
- ・アユ遡上調査、アユ流下仔魚調査

(3) 漁場の活用計画

漁業の名称	行使権者数	操業期間	生産量の目標（年間）※	資源維持及び増殖等の計画	備考
あゆ漁業	507人	6/1～9/25、 11/1～翌年 1/31	100万尾放流、産卵場 造成 13,000 m <sup>2</sup>	放流、産卵場造成	
やまめ（さくら まますを含む。） 漁業	507人	3/1～9/30（さ くらまますは～ 5/31）	48,000尾放流、 産卵場造成 1,200 m <sup>2</sup> （産卵場造成は溪流 魚共通）	放流、産卵場造成	
いわな漁業	507人	3/1～9/30	（産卵場造成）	産卵場造成	
あまご（さつ きますを含む。） 漁業	507人	3/1～9/30 （さつきます は～9/25）	（産卵場造成）	産卵場造成	
にじます漁業	507人	3/1～9/30	（産卵場造成）	産卵場造成	
こい漁業	507人	1/1～12/31	—	KHVまん延防止 のため当面の間 放流自粛	
うなぎ漁業	507人	1/1～12/31	40kg	種苗確保が困難 となっているこ と、稚魚の価格が 高騰しているこ とから、予算の範 囲内で実施	

※ 第五種共同漁業にあつては、「増殖計画量（今期）」とする。

4 地域の水産業の発展に資する取組

- ・川を好きになってくれる人を増やす、ひいては新規組合員の確保のため、鮭の学習会、稚アユの体験放流、あゆジュニア友釣り教室、友釣り塾等を引き続き実施する。

事業計画書（湖沼）

住 所 鳥取県鳥取市湖山町南1丁目969-5  
 名称及び代表者氏名 湖山池漁業協同組合  
 代表理事組合長 邨上和男

1 公示番号 内共第4号

2 持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用するための取組

(1) 漁場の管理計画

- ・適切な漁場管理のため、漁具漁法の制限、禁止期間・区域の設定等を行い、操業規程を作成する等し、組合員に周知する。
- ・湖山池マップを配架し、遊漁者に釣り場の状況や禁漁区等をわかり易くする。
- ・遊漁者の適切な管理を行うため、禁止事項等を記載した遊漁承認証を発行する。

(2) 資源維持及び増殖等の計画

- ・湖沼環境に合わせた漁場の利用と増殖行為を行う。
- ・増殖促進のため、産卵場造成、湖底清掃等に取り組む。
- ・大きさの制限、漁法・漁具規模の制限、禁止期間・禁止区域の設定等を行う。
- ・湖内環境（水質並びにしじみや湖内水産物の生育に適した塩分濃度）の維持、魚の遡上支援のための水門管理への助言を行う。

(3) 漁場の活用計画

漁業権の種類	漁業の名称	行使者 権数	漁業期 間	生産量の目標 (年間) ※1	資源維持及び増殖の 計画	備考
第一種 共同	しじみ(や まとしじ み)漁業	31人	1/1 ~ 12/31	250トン	放流、採捕者数制限、 採捕数量制限等	
第五種 共同	こい漁業	34人	7/16 ~ 翌年 5/14	—	KHVまん延防止対策の ため当面の間、放流自 粛	
	ふな漁業	34人	11/1 ~ 翌年 4/30	50,000尾放流、 産卵場造成(キン ラン設置3箇 所)	放流、産卵場造成	
	うなぎ漁 業	34人	2/15 ~ 12/31	30kg放流	放流	
	わかさぎ 漁業	34人	1/1 ~ 12/31	卵200万粒放流	卵の確保が困難なこ と、放流しても生残が 見込めない状況が続 いていることから、令 和6年度以降、産卵場 造成を計画する。	
	しらうお 漁業	34人	5/1 ~ 翌年 3/31	産卵場造成 600 m <sup>2</sup>	産卵場造成	
	えび漁業	34人	1/1 ~ 12/31	産卵場造成 2,000 m <sup>2</sup>	産卵場造成	

※ 第五種共同漁業にあつては、「増殖計画量（今期）」とする。

4 地域の水産業の発展に資する取組

- ・しじみの魚価向上のため共同出荷を引き続き行う。
- ・地域の方に愛される湖山池を維持するため、漁場の清掃に力を入れる。
- ・地域で行われる湖山池の水産物に関心を持ってもらうための子供向け体験行事に協力する。

事業計画書（湖沼）

住 所 鳥取県湯梨浜町上浅津 123-20  
 名称及び代表者氏名 東郷湖漁業協同組合  
 代表理事組合長 足立憲信

1 公示番号 内共第5号

2 持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用するための取組

(1) 漁場の管理計画

- ・組合員に漁場監視員を任命し、漁場監視を行う。
- ・東郷池マップを作成し、遊漁者に釣り場の状況や禁漁区等をわかり易くする。
- ・遊漁者の適切な管理を行うため、遊漁承認証を発行する。
- ・夜間の密漁防止のための巡視を行う。

(2) 資源維持及び増殖等の計画

大きさの制限、漁法・漁具規模の制限、禁止期間・禁止区域の設定等を行うとともに、蜆漁業を中心に、切れ目ない漁業を目指して次の事業を行う。

- (1) 改革した水門操作マニュアルをもって、魚貝類の生育し易い水質によって蜆漁の安定した漁獲が継続するよう努める。
- (2) 増殖事業として、栽培センター指導のもと蜆の種苗生産を実施し稚貝の増産を目指す。うなぎ、ふな等は義務放流を行い白魚、公魚等については、産卵場の整備を行う。
- (3) 蜆の資源回復支援について、栽培センターが行う定期調査の備船等組合も全面的に協力する。
- (4) 漁場改善事業では、覆砂事業として県からもらう砂を散布する。
- (5) 湖内の清掃を行う。
- (6) 検問所で蜆漁の点検を行う。

(3) 漁場の活用計画

漁業権の種類	漁業の名称	行使者数	漁業期間	生産量の目標（年間）※1	資源維持及び増殖の計画	備考
第一種共同	しじみ（やまとしじみ）漁業	49人	1/1～12/31	80トン	放流、採捕者数制限、採捕数量制限等	
第五種共同	こい漁業	57人	7/16～翌年5/14	—	KHVまん延防止対策のため当面の間、放流自粛	
	ふな漁業	57人	11/1～翌年4/30	30,000尾放流	放流	
	うなぎ漁業	57人	5/1～12/31	60kg放流	放流	
	わかさぎ漁業	57人	10/1～翌年4/30	産卵場造成5,000㎡	産卵場造成	
	しらうお漁業	57人	11/1～翌年4/30	産卵場造成2,000㎡	産卵場造成	
	えび漁業	57人	5/1～12/31	産卵場造成2,000㎡	産卵場造成	
	ぼら漁業	57人	1/1～12/31	1回	遡上支援のための障害物除去	
	すずき漁業	57人	1/1～12/31	1回	遡上支援のための障害物除去	

※ 第五種共同漁業にあつては、「増殖計画量（今期）」とする。

4 地域の水産業の発展に資する取組

今のところ特筆すべきことはありません。

## 漁業権免許の審査について

漁業法（以下「法」という。）第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対し、次の審査基準により審査し、免許すべき者を決定します。

## 1 免許をしない場合：法第71条

次のいずれかに該当するときは、免許をしません。

- ① 申請者が適格性を有する者でないとき。
- ② 内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき。
- ③ その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- ④ 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。

## 2 免許をすべき者の決定（共同漁業権）：法第73条第1項

公示した申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、免許をしない場合のいずれかに該当する場合を除き、免許する。

※ 同条第2項に申請が複数ある場合について定めがありますが、共同漁業権については、適格性を有する者は1者のみのため、すべてこちらに該当します。

## 3 その他

- (1) 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第50条第4号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する特別決議事項の議決又は総会の部会において組合法第51条の2第6項第1号の規定に基づく議決が行われていること

⇒ 正組合員（総代会の場合は総代）の1/2以上が出席し、その議決権の2/3以上をもって議決が必要

- (2) 第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をすること：法第168条

【根拠法令】 漁業法（抜粋）

（漁業の免許）

第69条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

（海区漁業調整委員会への諮問）

第70条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（免許をしない場合）

第71条 次の各号のいずれかに該当する場合は、都道府県知事は、漁業の免許をしてはならない。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があつたとき。
- 三 その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。
- 四 免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないとき。
- 2 前項第四号の場合において同号の所有者又は占有者の住所又は居所が明らかでないため同意が得られないときは、最高裁判所の定める手続により、裁判所の許可をもってその者の同意に代えることができる。
- 3 前項の許可に対する裁判に関しては、最高裁判所の定める手続により、上訴することができない。
- 4 第1項第四号の所有者又は占有者は、正当な事由がなければ、同意を拒むことができない。
- 5 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、当該申請が第一項各号のいずれかに該当する旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該申請者に同項各号のいずれかに該当する理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

（免許をすべき者の決定）

第73条 都道府県知事は、第64条第6項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しては、第71条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

- 2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。
  - 一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権（以下この号において「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

（内水面における第五種共同漁業の免許）

第168条 内水面における第五種共同漁業（第60条第5項第五号に掲げる第五種共同漁業をいう。次条第1項及び第170条第1項において同じ。）は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。

（内水面漁場管理委員会）

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

■漁業権施行規則 抜粋

（漁業の免許の申請）

第25条 法第69条第1項の漁業の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 申請に係る漁業権の内容
- 三 その他参考となるべき事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 申請者が個人である場合には、住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
  - 二 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書
  - 三 事業計画書
  - 四 法第72条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - 五 法第72条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
  - 六 申請者が漁業協同組合又は漁業協同組合連合会である場合には、漁業権の得喪又は変更を議決した総会（総会の部会及び総代会を含む。）の議事録の抄本
  - 七 その他都道府県知事が必要と認める書類

■水産業協同組合法 抜粋  
(特別決議事項)

第50条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議を必要とする。

一～三の二 略

四 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

五～六 略

(参考) 漁業法 抜粋

(都道府県による水面の総合的な利用の推進等)

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二款 内水面漁場計画

第67条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第62条第2項（第一号に係る部分に限る。）、第63条第1項（第六号を除く。）及び第二項並びに第64条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第62条第二項中「海区（第136条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第64条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

(内水面漁場計画)

第67条第2項で準用する第62条

2 内水面漁場計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該内水面に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

(内水面漁場計画の作成の手続)

第67条第2項で準用する第64条 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて内水面漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、内水面漁場計画を作成したときは、当該内水面漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、内水面漁場計画の変更について準用する。

鳥取県内水面漁場計画の概要  
(令和5年5月29日付けで公表)

1 漁業権に関する事項

(1) 第一種共同漁業 (採貝採藻漁業)

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで (湖山池は令和10年8月31日)

番号	漁業の名称	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第4号	しじみ (やまとしじみ)	湖山池	湖山池漁協	短期免許 (5年)
内共第5号	しじみ (やまとしじみ)、ごかい	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し※

※ 東郷池の「ごかい」について、利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外した。

(2) 第五種共同漁業 (あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業)

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで (湖山池は令和10年8月31日)

番号	漁業の名称 (※)	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第1号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第2号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第3号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第4号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	湖山池	湖山池漁協	短期免許 (5年)
内共第5号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	東郷池	東郷湖漁協	

※ 「やまめ」には「さくらます」を、「あまご」には「さつきます」を含む。

条 件

・生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

2 類似漁業権以外の漁業権

なし

(参考)

1 漁場計画の検討の経過と今後のスケジュール

①漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日等の公示 (R5.5.29 公表)

免許予定日 令和5年9月1日、申請期間 令和5年6月1日～令和5年7月12日

②免許の申請受付、審査

・鳥取県内水面漁場管理委員会への諮問、答申 (R5.8.8)

③免許 (漁業権の取得) (R5.9.1)

漁業権行使規則、遊漁規則の認可 (R5.9.1)

2 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画 (漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容を定めるもの) に基づき漁協等に免許される。

現在、本県の内水面では、共同漁業権7件 (第一種 (採貝採藻)、第五種 (あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業)) が設定されている。

【第一種共同漁業】…対象水産動植物について、漁協組合員が採捕藻類、貝類等を目的とする漁業。

【第五種共同漁業】…対象水産動物について、漁協組合員、遊漁者が採捕  
内水面において営む漁業で第一種共同漁業に該当しないもの。漁協に免許され、免許を受けた漁協には対象水産動物の増殖と適切な漁場の管理の義務が課せられる。  
これは、内水面が一般に、自然的豊度が低く、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれ大きいこと、そこを生業の場とする漁業者の数が少なく、また、主に兼業として営んでいる者が多く、漁協の組合員以外の採捕者 (遊漁者等) も多いことから、漁協が適切に漁場及び資源を管理し、漁業者、採捕者、遊漁者及び地域住民による利用の調和などの漁場秩序の維持、水面の有効活用及び内水面の資源の維持増大による漁業生産力の維持増大を図り、内水面の資源的価値を高めようとするものである。

漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

敷設もしくは使用中の漁具のき損等により採捕を妨害する行為や、漁場内における採捕の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為など、漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがある。



### 3 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われた。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、水域環境等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としている。

※ 改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等の海面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備

#### （改正漁業法で規定された漁場計画に定める漁業権の内容の主な要件）

- それぞれの漁業権が、管轄する水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。
- 適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定。